

令和4年度

守谷市の学校給食における 食物アレルギー等の対応について(解説)

守谷市立学校給食センター

1 はじめに

守谷市では、学校、給食センター、教育委員会が連携して食物アレルギー等の対応を行っています。食物アレルギー等の対応は、学校だけが行うものではなく、医師の診断に基づき、保護者と学校、学校給食センターなどが情報を共有し、共通理解のうえで行うことを基本としています。学校給食において食物アレルギー事故を防止し、児童生徒が安心して給食を食べられるようにするため、保護者の皆様におかれましては、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

食物アレルギーとは

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。その症状は、かゆみのような軽度のものからアナフィラキシーショックのような命にかかわる重度のものまでさまざまです。

アナフィラキシーとは

アナフィラキシーとは、食物アレルギー反応のなかでも、皮膚・呼吸器・消化器など多臓器に重い症状があらわれた状態です。時に呼吸困難や血圧低下、意識喪失などを引き起こし、こうした生命をおびやかす危険な状態を「アナフィラキシーショック」と呼びます。

学校生活管理指導表とガイドラインに基づいた対応

学校におけるアレルギー対応は、(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による対応を基本とします。また、学校での対応を求める場合は、医師の診断による学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出が毎年必ず必要になります。



学校生活管理指導表

(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

2 守谷市の学校給食における対応

守谷市の学校給食では、以下の対応を行っています。一部弁当又は完全弁当対応や主食の別メニューの提供につきましては、詳細な献立表と合わせて対応します。

① 詳細な献立表対応

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、児童生徒が給食全部または一部を喫食する可否について、保護者により判断していただきます。



※食物アレルギー原因食品を使用しない献立でも、給食センター内で微量に混入する可能性があります。

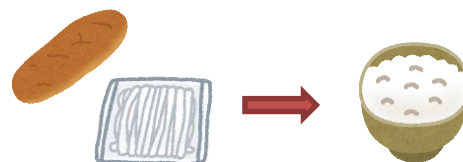
② 一部弁当又は完全弁当による対応

一部弁当：アレルギーを含む料理に代わる部分の弁当を持参いただきます。
完全弁当：給食に代わる一食分の弁当を持参いただきます。



③ 主食の別メニュー（ごはん）の提供

令和4年度は「パン」や「めん」などの主食に限り、希望者に別メニューの「ごはん」を提供します。



④ 牛乳の提供なし（牛乳減免）

「食物アレルギー」や「乳糖不耐症」等の理由により、牛乳がまったく飲めない場合は、牛乳の提供を停止することができます。

※乳糖不耐症だけでなく、その他病気などにより、飲用牛乳の除去について医師の診断等がある場合を含みます。牛乳減免のみを希望する場合は生活管理指導表の提出は必要ありません。



事前・日常・緊急時の対応（学校・給食センター・関係各所）

事前の対応として、児童生徒個別支援プランを作成し、主治医・学校医・学校・保護者との共通理解を図ります。日常の対応では、リスクを減らすため、給食の調理・配送・配膳における各段階での留意点と具体的な対策を検討します。緊急時（エピペン®の使用など）は、消防機関・学校・市町村教育委員会で連携を図ります。

3 対応申請の確認から対応開始まで

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf

① 対応申請の確認

(ア) 申請時期

α 1年生(新入学時) b 進級時 c 新規発症・診断及び転入時

(イ) 食物アレルギー対応の説明と調査

食物アレルギーの有無と対応の希望を把握するため「食物アレルギー等対応希望調査票」で調査します。対応を希望する場合は医師の診断による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出が必要です。※医療機関の受診・文書料は保護者負担となります。



② 個別の取組プランの決定

学校で学校生活管理指導表をもとに、校長を責任者とした「食物アレルギー対応委員会等」で対応を決定します。対応開始前には、個別面談等で聞き取りを行います。



③ 対応開始・評価・見直し

学校給食における、食物アレルギー等の対応を開始します。調理場及び学校において安全に学校給食を提供できる体制を、保護者ととも最終確認し、対応を開始します。

また、定期的に対応の評価と見直しを行います。基本的に、毎年、学校生活管理指導表の提出が必要です。症状の軽症化によっては、医師と相談しながら対応の見直しを検討します。



Q&A

Q1 どうして医師の診断が必要なのですか？

A1 個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握するためです。

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。その一つの手段として、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を用います。

Q2 小児のアレルギー専門医はどこにありますか？

A2 一般社団法人日本アレルギー学会ホームページの「専門医について」の「専門医・指導医一覧(一般用)」で検索できますので参考にしてください。

日本アレルギー学会のHPでは、専門医・指導医一覧(一般用)を検索することができます。また、茨城県医師会のホームページには「アレルギー疾患生活管理指導表」の記入を行っている茨城県内の医療機関一覧が掲載されていますのでご活用ください。

学校給食における食物アレルギー等の対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全を最優先し、今後とも最新の情報に基づき対応していくよう努めます。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。